

事務連絡  
令和5年5月22日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局自動車税制企画室

### 特定小型原動機付自転車の標識に係る調査結果等について

特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）の標識に係る準備状況について、先般4月24日付けで依頼した調査にご協力いただきありがとうございました。

当室にて調査結果の概要をとりまとめましたので、別添資料①のとおり共有いたします。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における特定原付用の標識交付に向けた準備等につきましては、当該調査結果や4月12日に発出したQA集（別添資料②）も踏まえ、特に以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ・ 特定原付用の標識の交付開始時期を7月4日以降としている市町村におかれては、改めて早期の発注、納品及び交付開始（期日の前倒しを含む。）を前向きにご検討いただきますようお願いいたします。
- ・ また、これまでQA集でもご連絡してきたとおり、道路交通法令における特定原付の交通方法等に関する規定の施行日（令和5年7月1日）より前に交付開始いただくことも可能です。特に、シェアリングサービス事業者等から、標識の取り付けに一定の期間を要するため、早期の交付に係る相談や求めがあった場合には、7月1日より前に交付開始することや早期交付に向けた事前調整などについても、前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

上記に関連して、今回、交付開始時期を7月4日以降としている各市町村の取組状況を把握するための調査（別添資料③）を実施させていただきます。御多忙のところお手数をおかけしますが、貴都道府県内の市町村分を取りまとめの上、5月29日（月）までにご回答いただくようお願い申し上げます。

なお、現在、関係省庁が共同で、特定原付に関する周知・啓発用のチラシ及びポータルサイトを作成中ですので、完成し次第、情報提供させていただく予定です。各市町村におかれても、税申告や課税標識に係る手続きについて、適宜各市町村のHP等を通じ周知を図っていただくようお願いいたします。

上記のとおりお知らせしますので、貴都道府県内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

（連絡先）

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：高梨事務官

電話：03-5253-5663